

外国政府等において重要な公的地位にある方(外国 PEPs)とは

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、2016年10月1日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されたことに伴い、お客さまが外国政府等において重要な公的地位にある方(外国 PEPs)等に該当した場合、複数の本人確認書類のご提示等、通常と異なる確認をお願いさせていただくことになりました。

外国政府等において重要な公的地位にある方(外国 PEPs)とは、外国政府等において、下記に相当する公的地位にある方(過去にその地位にあった方を含む)もしくはそのご家族*の方(内縁の方を含む)を言います。

①	元首や内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣
②	衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長
③	最高裁判所の裁判官
④	特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員
⑤	わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長
⑥	中央銀行の役員
⑦	予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

*家族とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者(同前)の父母および子をいいます。(下図全てが対象となります。)

